

こうなります

手続きと利用者負担

状況の把握を密にし
必要サービスを決定

10月から変わる新しいサービスは、障害のある人それぞれの障害程度、日ごろの生活状況、介護者や住居の状況などをふまえ、個人ごとに支給決定される「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫で、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の大きく2つに分かれます（13ページの表参照）。「障害福祉サービス」はさらに、介護などの支援を受ける「介護給付」と、訓練などの支援を受ける「訓練等給付」があり、利用を申請してから、支給を決定するまでの過程に少し違いがあります。

15ページの図を見ると、利用者が必要とするサービスを総合的に判定するために「障害者の心身の状況把握」「日常生活や介護者の状況などの把握」「本人や関係者の利用意向の聞き取り」が共通して行われることが分かります。違いは、介護給付では心身の状況把握が専門家による審査

会や医師の意見書に基づくこと、訓練等給付では一定期間サービスを利用した上で、本人の意思確認、サービスが適切であるかどうかの確認をするなどがあり、個人に合わせた細やかな検討を行いながら決定されます。

利用した量と所得に応じた負担の仕組み

サービス利用者の負担は、これまでの所得に応じた負担の仕組みから、利用したサービスの量と所得に応じた負担の仕組みに見直され、4月利用分から適用されます。具体的には、そのサービスを行うために必要な経費の1割を利用者が負担（定率負担）しますが、世帯の所得に応じて1カ月当たりの上限額も設定されます。身体障害・知的障害・精神障害の種別ごとに異なっていた食費や光熱水費などの費用も、共通の負担（実費負担）に変わります。これらの負担については、低所得の利用者が安心してサービスが受けられるように配慮した、軽減制度も設けられています。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分ごとに上限額が設定されます。1カ月に利用したサービスの量にかかわらず、これ以上の負担は生じません（実費負担分は除く）。

区 分	世帯の収入状況	1カ月の上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税が非課税の世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯 【例】3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合は、おおむね300万円以下の収入 【例】単身世帯で障害基礎年金以外の収入の場合は、おおむね125万円以下の収入	24,600円
一 般	市民税課税世帯	37,200円

月ごとの利用者負担（定率負担）の上限

利用者負担に関する軽減制度

そのほかの主な負担軽減策

●入所施設、グループホームを利用する場合の個別減免

入所施設（20歳以上）やグループホームを利用する場合、預貯金などが350万円以下であれば、定率負担が個別に減免されます。

●社会福祉法人のサービスを利用する場合の負担上限額

通所サービス、入所施設等（20歳未満）、ホームヘルプについて社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の収入・預貯金の額以下であれば、ことしから3年間、定率負担が減免されます。

●同一世帯内で複数人がサービスを利用する場合の負担上限額

同じ世帯内に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、介護保険のサービスを併せて利用する場合でも、定率負担の上限は変わりません。

●食費などの実費負担の軽減措置

入所施設の食費や光熱水費の実費負担後、低所得者でも一定の金額が手元に残るように補給給付が行われます。

●生活保護への移行を防止する軽減措置

上記の負担軽減などを行っても、定率負担や実費負担をすることにより生活保護の対象となる場合には、対象とならないよう負担額を引き下げます。

10月以降にサービスを利用するには

手続きは10月前に行いますが、該当する方には市から通知します。現在居宅サービスを利用（デイサービスのみ・移動介護のみを除く）している人も、手続きが必要です。

